

京都市交通局管理規程第20号

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程

第7条第1項中第5号を第7号とし、第1号から第4号を2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 自動車部自動車整備工場 乗合自動車の整備業務時間が120,000時間に達するまでの期間において、有責事故がなく、かつ、災害がなかったとき。
- (2) 自動車部業務事務所 自転車の撤去等に関する業務時間数が120,000時間に達するまでの期間において、有責事故がなく、災害がなかったとき。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)